



京都博愛会病院は 敷地内全面禁煙です

受動喫煙防止対策を強化するために7月1日に改正健康増進法が学校、病院、行政機関などの公的施設で施行され、京都博愛会病院は敷地内全面禁煙になりました。病気の人や体の弱い人を受動喫煙から保護するために、病院の敷地内（駐車場を含む）では加熱式タバコや電子タバコを含め、すべてのタバコの使用はできません。タバコやライターなども病院には持ち込まないようにしましょう。病院周辺の道路などでの喫煙もお控えください。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

2019年7月1日

京都博愛会病院
院長 金 盛彦